3　旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に関連して、旅行サービス手配業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為を行つてはならない。

（名義利用等の禁止）

第三十二条　旅行サービス手配業者は、その名義を他人に旅行サービス手配業のため利用させてはならない。

2　旅行サービス手配業者は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、旅行サービス手配業を他人にその名において経営させてはならない。

（旅行サービス手配業務等の委託）

第三十三条　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

2　次条第一項の規定により第二条第六項に規定する行為を行う旅行業者は、当該行為を他人に委託する場合においては、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

（旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等）

第三十四条　旅行業者は、第二十三条の規定にかかわらず、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、第二条第六項に規定する行為を行うことができる。

2　旅行業者代理業者が行う旅行業務については、第二十三条の規定は、適用しない。

（事業の廃止等）

第三十五条　旅行サービス手配業者は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2　旅行サービス手配業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3　旅行サービス手配業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（業務改善命令）

第三十六条　観光庁長官は、旅行サービス手配業者の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行サービス手配業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一　旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること。

二　前号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

（登録の取消し等）

第三十七条　観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二　第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三　不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。

2　観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3　第二十六条第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。

（登録の抹消）

第三十八条　観光庁長官は、前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第三十五条の規定による届出があつたときは、当該旅行サービス手配業の登録を抹消しなければならない。

2　観光庁長官は、第三十五条第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行サービス手配業の登録を抹消することができる。

（旅行サービス手配業者登録簿の閲覧）

第三十九条　観光庁長官は、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

（手数料）

第四十条　第二十九条において準用する第十二条の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

別表の二の項中「旅行業務取扱管理者試験」の下に「（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二十九条関係）

科目	講師
一　この法律に関する科目	一　旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に従事した経験を有する者 二　旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二　旅行サービス手配業務に関する科目	一　旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に五年以上従事した経験を有する者 二　旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（通訳案内士法の一部改正に伴う準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の通訳案内士法（以下「新通訳案内士法」という。）第五十三条第一項及び第二項の規定の例により、地域通訳案内士育成等基本指針を定めることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により地域通訳案内士育成等基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針は、施行日において新通訳案内士法第五十三条第一項及び第二項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針とみなす。

（通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に第一条の規定による改正前の通訳案内士法（以下「旧通訳案内士法」という。）第四条第二号から第九号までに規定する処分を受けた者については、当該処分を新通訳案内士法第四条第二号に規定する処分とみなす。

2　施行日前に旧通訳案内士法第五条の規定による通訳案内士試験（以下この条において単に「通訳案内士試験」という。）に合格した者は、新通訳案内士法第五条の規定による全国通訳案内士試験（以下この条において単に「全国通訳案内士試験」という。）に合格した者とみなす。